

	新潟市教育委員会 平成19年11月 定例会会議録			
日 時	平成19年11月29日(火) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	地域と学校ふれあい推進課長	梅 津 玲 子
	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代	ス ー ポ ー ツ 振 興 課 長	高 井 琢 平
	教 育 総 務 課 長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	教 育 総 務 課 長 補 佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央	教 育 総 務 課 主 査	山 際 幸 太
その他の 出席者 ( 名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 ( 4 件 )	議案番号	件 名
	議案第 2 0 号	平成 1 9 年 1 2 月議会の議案について ( 1 ) 平成 1 9 年度一般会計補正予算について ( 2 ) 新潟市体育施設条例の一部改正について
	議案第 2 1 号	新潟市市民意見提出手続条例施行規則の制定について
	議案第 2 2 号	新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
	議案第 2 3 号	職員の人事について
報告 ( 4 件 )	記 号	件 名
		第 5 回新潟市教育ビジョン推進委員会について
		万代長嶺小学校の全日本学校歯科保健優良校表彰受賞について
		成人の日のつどいについて
		ファミリーコンサートについて
その他 ( 件 )	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

委員長 佐藤，高山両委員を指名。

## 第3 付議事件

委員長 議案第20号(1)について説明をお願いします。

### 施設課長

平成19年12月議会議案についての平成19年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては2項目ありまして、1つは学校施設の耐震化の推進です。もう1つは国庫補助の追加要望に係る補正です。1つ目の学校施設の耐震化の推進につきましては、校舎耐震補強設計費といたしまして債務負担行為補正6,320万円を計上しています。これは耐震化を速やかに進めるため、来年度に予定しております校舎の耐震化工事に係る設計を今年度中に着手するものです。これにより来年度初頭に設計が完成し、迅速な耐震化はもちろん、工事を学校の夏休み期間を中心に実施することができ、教育環境に可能な限り配慮して行うことができます。

続きまして2つ目の国庫補助の追加要望に係る補正でございますが、まず1つ目といたしまして、烏屋野小学校屋内体育館建設費でございます。歳出予算といたしまして、1億2,600万円を補正させていただくものでございます。これは平成19年度及び20年度の2ヵ年事業として実施しております烏屋野小学校の移転改築事業のうち、平成20年度、本年度工事で建設を予定しておりました屋内体育館について、国庫補助の追加要望が認められることによりまして、平成19年度に事業の一部を前倒しして実施するものです。あわせて継続費の年割額の変更を行うものです。次に2つ目といたしまして、新飯田小学校校舎増築事業でございます。これにつきましては、6,600万円の歳出補正をお願いするところであります。この事業につきましては、平成20年度の単年度で建設を計画しておりました校舎増築につきまし

て、上記の鳥屋野小学校と同様国補助の追加要望が認められることによりまして、19年度に事業を前倒して実施するものがあります。併せて引き続き20年度にも工事を行うために、その分も合わせまして繰越明許費の設定を行うものです。3番目といたしまして、この鳥屋野小学校及び新飯田小学校の事業に充当する国庫支出金及び市債の歳入予算として、1億6,996万2,000円を補正するものでございます。以上でございます。よろしくお願い致します。

**委員長**

耐震化の設計費を本年度中に補正をしておいて、工事がスムーズに進むようにということが1つ、あと体育館の増築にかかわって、前倒しで実施するといったものがございますが、何かご質問ございますか。

**高山委員**

私どももかねがねこの席でも申し上げてまいりましたが、学校の耐震化工事については、なるべく早くやってほしいという要望を言ってまいりました。それが前倒しという形で実施されることになったのは大変喜ばしいことだと思います。中越地震及び中越沖地震の際、いずれも児童・生徒のいない時間に起こっていたのは幸いなことです。もしあれが授業中にあった場合には、大きな被害が予想されたと思います。そういった意味でも耐震化につきましては、新潟市でも起こらないとも限りませんので、ぜひ早めていただきたいということで私たちも申し上げてまいりました。それが少しでもこういうふうの実現していくということは、関係各位の大変な努力のおかげだと思います。大変ありがたいと思います。

**委員長**

他にございませんか。それでは承認することにしまして、次へまいります。議案第20号の(2)についてお願いします。

**スポーツ振興課長**

議案第20号(2)新潟市体育施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。2ページに新潟市体育施設条例の一部改正の概要がございますが、これをご覧ください。平成20年度に新設される新潟市下山スポーツセンターの所在地及び使用料を設定するものでございます。

続きまして文言の整理でございますが、漢字の「者」をひらがなの「もの」に改めるということです。2点目としまして、条例施行規則との規定事項の整理ということで、基本的事項につ

きましては条例で、その他手続きにつきましては施行規則でという取扱いになっておりますので、今回の一部改正に伴いまして整理を行ったものでございます。施行期日については、下山スポーツセンターに係る規定は平成 20 年 7 月 19 日から、その他の規定は公布の日からとなります。詳細につきましてはご説明いたします。所在地については 3 ページの下のほうにあります、新潟市東区下山 1 丁目 121 番地に設置します。使用料につきましては 4 ページをご覧ください。下山スポーツセンターの使用料を定めるものです。文言の整理につきましては 5 ページをお開きください。第 2 条の 2 で漢字の「者」をひらがなの「もの」に改めるものです。以下規則との規定事項の整理を行うものがあります。

**委員長**

新潟市の体育施設条例の一部改正ということで、1 つは下山スポーツセンターが 20 年 7 月 19 日開設するというに伴っての追加、1 つは文言の整理、特に「もの」という字が変わるためにずっとあちこち変わっておりますが、そのような修正をしたということですが、いかがでしょうか。

**高山委員**

「者」を「もの」にした理由を教えてください。

**スポーツ振興課長**

漢字の「者」につきましては人を表す場合に使うということですが、ひらがなの「もの」につきましては、いわゆる団体やグループ、それらの方も含む場合は、ひらがなのほうを使うという取扱いになっております。

**委員長**

ひらがなの場合が広い意味にとらえられるんですね。

**スポーツ振興課長**

団体、サークル、グループという形のものについては、漢字の「者」ではなくて、ひらがなの「もの」ということで、他の条例についても同様となっております。

**高山委員**

他の条例に倣ったということなんでしょうが、「もの」というと「ぶつ」という意味もありますから。そうしますと教育委員会関係で今まで「者」というのは結構あると思うんですが、これも全部そうなるんでしょうか。

**教育総務課長**

確かに同じような表現の仕方を今までやってきたということ

で、次の改正のときにあわせて修正していくこととなります。

**高山委員**

そうするとその都度こうやってお話しになるわけですか。市の条例でそうなったと、新潟市教育委員会でそうなっている部分については一切これからこの「もの」を使うと提案されれば、ここで審議する必要はないと思うんですけどいかがですか。

**佐藤委員**

私もそう思います。極めて無駄な資源を利用しているという。前々から申し上げていますように、こういったものは十分プロジェクターで表現をすれば分かることでありますから、わざわざ文書にして紙にする費用をかける必要はあるのかと、その辺をお考えいただきたいと思います。

**教育総務課長**

法規のほうと相談しながら対応してまいりたいと思います。

**高山委員**

それともう一つ、「取消し」と「取止め」というふうになっています。これも条例の関係でしょうか。

**スポーツ振興課長**

「取消し」につきましては、いわゆる行政処分を行う場合に「取消し」という文言を使うという形でございます。利用者が自ら利用をやめられるのが「取止め」という形になりますので、今まで全て「取消し」という文言で表現しておりましたが、行政処分を行う場合のみ「取消し」を使うという形になりますので、今回併せて修正するものです。

**委員長**

ではよろしいでしょうか。議案 20 号の(2)承認いたします。議案第 21 号、新潟市市民意見提出手続条例施行規則の制定について説明願います。

**教育総務課長**

新潟市市民意見提出手続条例施行規則の制定についてでございます。まず条例についてご説明いたします。平成 16 年 7 月にパブリックコメント手続に関する指針を定めて、平成 18 年末までに 49 件の案件についてパブリックコメント手続を実施し、本市の政策形成過程の公正性の確保や市民参画の推進について一定の成果をあげております。行政手続法第 39 条では、「命令等制定機関が命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、広く一般の意見を求めなければならない」と規定され、同法第 46 条では「地方公

共同体は必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていることから、この行政手続法の趣旨にのっとり条例を制定することとし、この前の9月議会で条例が議決され、公布されました。条例の概要は、お手元の17ページ1の(2)に記載のとおりで、今年12月1日に施行されます。今回提案させていただきました規則は、この条例の施行に関し必要な事項を定めるものになります。具体的には17ページの2の(2)に記載のとおりで、まず政策案の公表場所は総務部総務課市政情報室、各区役所、政策案の所管課等になります。

次に市民意見提出手続の周知方法については、政策案の名称、意見の提出期間、政策案等関係資料の入手方法を広報誌、ホームページ等に掲載して周知します。その他意見提出は市民に限らず、市にかかわりあるものであれば可能ですので、意見提出の際市内に就業、就職している等の市へのかかわりの内容を明示することを規則で規定いたします。

18ページをご覧ください。これは今回制定いたします教育委員会の規則案になります。19ページにあります市長の規則の例によることとしてあります。20ページから23ページは条例の規定でございます。説明は以上です。

**委員長**

新潟市市民意見提出手続条例が決まっており、それが19年12月1日から施行されると。それに伴って教育委員会規則は、新潟市市民意見提出手続条例施行規則になるわけですが、それを決めないといけないということで提案されているわけですが、いかがでしょうか。

**高山委員**

「これまで49の政策についてパブリックコメント手続を実施し」とありますが、その中に教育委員会関係のものはあったのでしょうか。

**教育総務課長**

教育委員会に関しましては、一番分かりやすいのは教育ビジョンの策定でございます。基本構想・基本計画案についてパブリックコメントを実施しております。

**委員長**

今までいくつか教育委員会やってきているでしょう。ビジョン以外にも。

**教育総務課長**

教職員課の中等教育学校の設立に関しても行っております。

**高山委員** 今までのやり方と違うというのは、具体的に言うとどういう点になるんですか。規則の概要というところになるんですか。例えば教育ビジョンに対するパブリックコメントというのは確かに出ていますが、ああいうやり方ではいけないということですか。

**教育総務課長** 基本的にはやり方はさほど変わりません。

**高山委員** それで 17 ページの 2 のエですが、これはどういう意味ですか。

**教育総務課長** 条例が施行されまして、市民意見提出手続を施行するに当たって、行政委員会ごとに施行規則を決めなければならない。教育委員会における施行規則は、市長部局で定める 19 ページの市長の規則の例によって実施するということです。

**委員長** 今まで大体この線に沿ってパブリックコメントは求めてきたと。しかし今度はきちんとこれに従ってやっていかないといけないと。公表場所もきちんと定められているのでそれにのっとってやっていく。あるいは意見を出せる人も、これにのっとって出せる人かどうかを確認していくということになっているのでしょうか。

よろしいでしょうか。市民の意見をより求めていきたいということからかと思いますが、それではよろしくお願いします。  
続いて議案第 22 号になりますが、新潟市スポーツ振興審議会の委員の委嘱についてになります。お願いします。

**スポーツ振興課長** 議案第 22 号、新潟市スポーツ振興審議会の委員の委嘱についてでございます。現在委嘱しております委員につきましては、平成 19 年 11 月 30 日に任期が終了するため、向こう 2 年間平成 19 年 12 月 1 日から 21 年 11 月 30 日までについて委員を委嘱するものであります。新旧の表が載っておりますけれども、この内容をご説明申し上げます。

まず旧につきましては平成 17 年 12 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日ということで任期がございますが、現在 19 名の委員で審議に当たっていただいております。改正に当たりまして、公簿委員を一般公募することから、平成 19 年 11 月 1 日より作業を行いまして、公募についてホームページに掲載し、また市報に

いがたに掲載して募集を行ったところ、26日締め切りで行いましたら公簿がありませんでしたので、平成19年12月1日から平成21年11月30日までの委員につきましては、公簿委員を除く18名で行いたいということで提案しております。なお、今回の考え方につきましては、スポーツ振興基本計画に携わっていただいた委員であり、また本年度8月1日にスポ柳都にいがたプランを推進するに当たり、スポーツ振興審議会の中に推進会議を設置いたしまして、現委員6名を選出しております。該当する方は青山委員、古賀委員、出来島委員、西原委員、橋本委員、渡辺委員ということで、現スポーツ振興基本計画を推進していくに当たり、別立てでこの審議会委員の中に設置したところでございます。今後も前期計画が平成21年度までになりますので、この計画の策定に当たられた方、また推進委員の方を引き続き委員として委嘱していきたいという考え方です。それらのことから今回任期が変わりますが、引き続き委嘱してほしいと思います。

**委員長**

1つは公募をしたけれど希望者がいなかったと。それで18名で委員を組織するということですね。

後のほうはよく分からなかったのですが、1, 2, 5, 6, 7, 9の人たちに評価委員をお願いするというんですか、推進委員をお願いするというのですか。

**スポーツ振興課長**

現在基本計画を定めて、計画を進めていくに当たり、政策の取り組みについて、事務方では当然事業としては行ってまいりますけれども、その取り組み方についての意見を言っていただくというお願いと、年度単位でございますけれども、事業が終わった後評価していただくという内容で、推進委員をお願いいたしました。その方は計画期間、少なくとも前期2年間については変わらず進めていっていただきたいという考え方で、既に8月1日から動き始めておりますので、審議会の委員の改選にはなりますが、引き続き前期計画が終わる平成21年まで少なくとも続けてもらいたいというものです。

**委員長**

任期が関係するので、先ほど申し上げた委員の方からは特に今回入っていただいたということでしょうか。

何かご質問ありますでしょうか。

- 佐藤委員** このスポーツ振興審議会というのはどのような機能があって、  
どういう結果がこの審議会を通して反映されたのか、お聞かせ  
願えますか。
- スポーツ振興課長** スポーツ振興審議会の委員につきましては、あくまでも教育委  
員会の諮問に応じて、その諮問の内容について審議を行ったう  
えで建議するというのが職務でございます。考えられる内容  
につきましてはスポーツ施設の設置及び整備、運営、その他ス  
ポーツ指導者の養成及び資質の向上にかかること、またスポ  
ーツ事業の実施などについて、各団体の育成も含めて様々な観点  
から建議を行います。ただし前提としましては教育委員会から  
の諮問がなければ審議にあたれないということで、諮問のあつ  
た事項について建議を行うという内容でございます。
- 佐藤委員** そうすると、こちらのほうから案件がなければこの会は招集さ  
れないということなんですね。  
一般公募の田巻さんという方が今年はいらっしゃらない。要す  
るに一般公募でまた同じ人が登録してもいいわけですよ。公  
募の場合は任期を越えてはいけないというのはあるんですか。
- スポーツ振興課長** 公募委員につきましては応募してもらえばよろしいのですけれ  
ども、同じ方が2回応募されるということについては、特に排  
除する規定はございませんけど、私たちも今回はそういうこと  
を想定していないということで、前の田巻さんにつきましては  
特に応募の意思もございませんでしたので、そのままという形  
です。
- 佐藤委員** 逆に田巻さんが応募されたら、一般公募の形で委員になること  
はあったということですね。
- スポーツ振興課長** 応募についてはそういう形でございますけれども、スポーツ審  
議会の委員の公募の要領に関する中で、特に応募者がいない場合、  
書いてございませんが、他の附属機関の委員でない方という一  
項目が載っておりますので、応募にあたりそういう方は応募で  
きませんという規定が書いてある関係上、応募されたとしても  
委員にはなれないということになります。

**佐藤委員** 応募した時期が平成 19 年の 11 月 30 日以前なので、委員だから応募があり得ないということなんですね。17 年から 19 年の間に、この審議会は何回開催されてどのような審議がされたのですか。

**スポーツ振興課長** 最低 2 回以上という形で、少なくとも 2 回は開催しております。先ほど申し上げましたように、過去 2 年間につきましてはスポーツ振興基本計画が定められるということで、審議を行っております。

**佐藤委員** 最低で年 2 回ということは過去に 4 回はやったということですか。分かりました。ありがとうございます。

**委員長** 他によろしいでしょうか。前任の方はスポーツ振興計画を策定している段階になっているわけですね。大変そういう意味では大事な仕事をやっていただいた方々だと思っております。それでは新しい候補の方を承認いたします。  
続いて議案第 23 号ですが、職員の人事になりますので、これは後ほど会議終了後にいたします。  
以上で付議事件を終わります。

#### 第 4 報 告

**委員長** 第 5 回新潟市教育ビジョン推進委員会について、説明をお願いいたします。

**教育総務課長** お手元の A 3 の資料をご覧いただきたいと思います。第 5 回教育ビジョン推進委員会の会議内容についてご説明させていただきます。  
今回の推進委員会では平成 19 年度の実施状況の中間報告を行い、状況の確認や下半期の事業に関するご意見をいただきました。推進委員の皆様からの意見を要約したものと、それらに対する回答につきましてお手元の資料にまとめてございます。それでは推進委員の方々からご意見があったものについてご報告いたします。2 ページをご覧ください。施策 1 ( 3 ) 基礎・基本を身に付ける教育の推進です。この施策は評価が完了いたしました。平成 19 年度 51.6 と、平成 18 年度と同様の数値となり、対前年度評価 3 としましたが、前期進捗率は偏差値の向上

がみられなかったということで2といたしました。次に指標2 - 学力偏差値の向上(中3数学)ですが、平成19年度は50.7で0.2ポイント上回りました。偏差値における0.1ポイントの重みを勘案し、平成19年度前期進捗、対前年度ともに4といたしました。そして個々の指標の評価を平均しまして、平成19年度施策の評価は、前期進捗3、対前年度3.3という結果となりました。4月に実施した学力実態調査では、今ほど説明しました中学3年の国語、数学を含めた全学年、全教科で全国平均を上回りました。今後は更に思考力・判断力・表現力の向上を目指すとともに、これらの力を評価できる調査問題を検討していきます。

この施策に対する推進委員からの意見を右側の欄に記載してございます。思考力・判断力に重点を移し、授業面の改善を進める必要があるという意見に対し、それは施策の方針を変更することであり、急ぎすぎると教職員の負担が増えるという慎重論もありました。事務局としましては、思考力・判断力等に重点を置く必要性等について、データを整理し、後日説明することといたしました。

次に3ページをご覧ください。施策1(4)学習習慣の定着と読書活動の推進です。指標3の児童が1年間に読む本の冊数は、本年度33.6冊となり、指標を大きく上回りましたので前期進捗率、対前年度ともに評価を4としました。他の指標につきましてはまだ結果が出ておりませんので、施策全体の評価も空欄になっております。10月1日には新潟市立中央図書館も開館いたしました。開館初日は約3200名、休日には4000名以上の入館者がありました。また、開館記念事業を実施し、今後も多くの市民にご利用いただけるよう施策・事業の充実を図ってまいります。この施策に関しましては、学校図書館の役割として、インターネット検索など調べる力を養うことも大切ではないかとのご意見がありました。今後は、学校図書館支援センターの設立に向けた検討の中で、学校図書館の役割についても精査してまいります。

続いて6ページをご覧ください。施策2(4)いじめ・不登校への対応をご覧ください。こちらの施策は指標の修正が必要となりました。指標1のいじめ発生人数の減少ですが、平成17年度の118名に対し平成18年度312名となりました。これは文部科学省のいじめ発生の定義が修正され、「一方的に」とか「継続的に」という文言が削除されたことによります。同様の定義

のもとで評価を行っていく必要があることから、今後は平成 18 年度の人数を現状値としたいと考えております。この施策に関しましては推進委員から、スクールカウンセラーの配置についての問題点、そして保健室登校の子どもに対する介助員の必要性についてご意見をいただきました。保健室登校の子どもに対してはどのような支援が可能か検討を進めてまいります。

次に 8 ページをご覧ください。施策 2 ( 8 ) 食育の推進です。指標 1 の児童生徒の朝食欠食率ですが、平成 19 年度 3 % に減少しました。右側に記載してあります食育指導者派遣事業や、食育ピアエデュケーションなど食にかかわる様々な取り組みの成果が表れてきたものと考えられます。推進委員からは、食育ピアエデュケーションで大学生と交流しながら学びを進めていく体験は、有意義であるとのご意見をいただきました。

13 ページをご覧ください。施策 4 ( 2 ) 特別支援教育サポート体制の推進です。特別支援教育サポートセンターが 6 月 1 日に開所いたしました。9 月末現在までの相談件数は 258 件で、今後、サポートセンターの開設の他、本施策では特別支援教育ボランティアシステムの運用を開始いたしました。8 月末時点で登録者 26 人、うち 16 名が学校・園で活動しています。ただし資料請求者が 90 名を超えているものの、登録者が少なく、登録済み待機者も 10 名おります。このことは現在活動が全くの無償で行なわれており、交通費などが一切支給されないことが大きな要因と考えられます。この施策に関しましては、教育ビジョン全体でボランティアを精査し、ガイドラインを作る必要があるのではないかというご意見をいただきました。事務局としましては、有償にできるかの可能性を含め、全体を通して検討するとともに、ボランティアの方々の研修のあり方につきましても検討してまいります。

続いて 24 ページ、施策 10 の ( 1 ) 地域と共に歩む学校づくりの推進でございます。地域と学校パートナーシップ事業では、各区に 1 校ずつ選定したパイロット校に地域教育コーディネーターを配置しました。各校ともパートナーシップ推進会議を開催、地域教育コーディネーター便りによる地域への発信活動、学校と地域の協働事業を行うなど、それぞれの特色を生かした活動を展開しています。この施策に関しましては、パートナーシップ事業の目的の 1 つでもある学校への負担軽減を含めて、その意義をさらに学校現場に伝えてほしいという意見や、学校評議員制度を実のあるものにしてほしいというご意見をいただ

きました。

最後に 33 ページ，施策 13 の（４）教育関係職員の人事管理の適正化でございます。現在教職員評価検討委員会を設置し，新しい人事評価のあり方を検討しております。推進委員からは，優秀教職員表彰について賞状だけではなく，アメリカのように賞金も与えたほうが頑張る人が出てくるのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては，賞金という形ではなく，表彰の中にいかに生きがいとやりがいを見出すかについて評価検討委員会で議論しているところであり，このような方向で検討していきたいと考えております。

以上，大まかではあります第 5 回新潟市教育ビジョン推進委員会の概要をご報告させていただきました。今後も教育ビジョンの実現に向け，具体的な成果をあげていけるよう，実行力のある進行管理を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

**委員長**

膨大な内容の中で，特に推進委員会で指摘されたことについて説明していただきました。そこを中心に見ていきたいと思いますが，どうでしょうか。あちこち飛ぶとなかなか大変ですので，今説明いただいた順に何か質問，ご意見があればいただくということで見ていきたいと思っておりますので，よろしくお願いたします。

それではまず確かな学力の向上の分野，2 ページの基礎・基本を身に付ける教育の推進について，思考力・判断力・表現力の分析を通し，事業面の改善を進めていく必要があるというお話なんですが，全体を見直すのかというような指摘も出ております。いかがでしょうか。ここについてのご質問等ございませんでしょうか。

**高山委員**

その上なんですけれども，総合的な学習の時間について，検討委員会の設置を事務局側は説明されたわけですが，これについては全く何の反応もありませんでしたか。

**教育総務課長**

今回は 63 の膨大な施策の中間報告でございますので，全てを推進委員が見るということは不可能でございますので，一応絞った形でご意見をいただきました。絞った形と申し上げますのは，まず 5 つの「学びの扉」，それから評価が完了している事業，施策について絞った形でご意見をいただいたということでござい

ます。

**高山委員**

ということは、ここに渡していただいた委員の意見が書かれていますけれども、この件について主にお話をされたということですか。

**委員長**

今高山委員さんが質問をした1の(2)については、評価が出ていないので、今回の推進委員会の論議の対象にはしなかったということですか。

**小池委員**

確かな学力の向上というところで、基礎・基本というのは概ね計画しているのですが、今後はもう少し思考・判断のほうに重点を移していくという方向で事務局が説明されたことに対するご意見が2つ、対立するような形で出ていますけれども、気になったのは下のほうで、方針を大きく変えるのであればというふうな解釈をされているんですけど、方針を大きく変えるというふうな認識は教育委員としては全くないんですけども、確かな学力の向上のためには当然両方必要なわけです。そこで教職員が病気になるというご意見まで出たということが、推進委員会のご意見としては、奇異に感じるところがあるんですけど、そのように推進委員として大きな方向転換、方針転換というふうにとらえているということでしょうか。

**学校支援課長**

私どもの教育ビジョンの確かな学力の向上の中では思考力・判断力・表現力が培うことができるようにというようなことをやっておりますので、私たちのほうとしては思考力・判断力・表現力をつけていくことも大切なことであるという認識を持っております。ただ委員さんのほうでは、これまでどちらかという知識を中心とした学力調査を行ってきたというようなことに対する思考力・判断力・表現力との兼ね合いなのかというふうにとらえております。

**委員長**

委員さん方は、基礎・基本ということと思考力・判断力等のことと、全く別のものというとらえ方をしているのか、評価委員の方は専門の方が判断しておられるみたいですが。この表現だと別のものというふうにとらえられますよね、私たち読むほうが。何か新しいことをやるから先生方は忙しくて病気になるみたいな感じを受けるんですけど、学力ですので表裏一体のもので

	考えていくのが正しいんだろうと思うんですが。
<b>教育長</b>	大きく思考力・判断力のほうにウエイトを置くという受け止め方をされたんですね。
<b>高山委員</b>	当然そうすると、事務局側としては「そうではありません」という説明をしていただいたわけですよね。
<b>学校支援課長</b>	説明が不十分であったかもしれません。
<b>教職員課長</b>	基礎・基本と思考力・判断力・表現力が対立しているのではなくて、知識・理解と思考力・判断力・表現力を立て分けて考えられていました。ここで出てくるNRTの数値は、あくまでも知識・理解から出てくる数値であると。それがまだ21年度までその目標を立てているわけだから、そこをしっかりやったほうがいいのではないかと。例えば1年目で道半ばにして思考力・判断力・表現力の取り組みを強化し、2行目に調査問題を検討しているを書いてあったので、そういうふうな受け止められたということだと私は聞いていました。
<b>委員長</b>	これは、ここで言う「4月に学力実態調査を実施し」の学力実態調査というのは、文科省がやったものではなくて、市独自で行ったNRTの検査を言っているわけですか。
<b>学校支援課長</b>	市独自で行っているNRTのことです。
<b>委員長</b>	従来と比較しているわけだから、そういうとらえをしているわけですね。NTRの問題というのはよく分からないんですが、知識・理解と思考力等と、相当知識・理解に偏っていて、思考力・判断力等は調べられないというか、そういう内容になっているんですか。
<b>学校支援課長</b>	これまで行ってきたものにつきましては、知識・理解が分かるようなものになっております。
<b>委員長</b>	そうすると思考力・判断力等を確かめるためには、別の調査をしないといけないということですか。委員さん方はそれを指摘しているわけですか。

教職員課長

指摘ではなくて、下半期の取り組みの1つ目の「 」にそう書いてあると。それを読めば方針転換に見えるのではないかという指摘があるんです。

小池委員

「調査の問題を検討していく」と書いてあるんですね。だからそういうことをされると、方針転換ではないかと。今までも学力調査自体は知識を問う問題であったとしても、表現力・判断力を無視してきたわけではないですよ。むしろそこもやってきたのに、評価に上ってこなかったということなので、教育の方針としては転換していないということになりませんか。この辺は推進委員と事務局の間に意思疎通の問題があったように受け取れますので、その辺はよろしく願いいたします。

高山委員

今回くしくも全国学力調査の結果が出て、全国的な流れとしてこういうことが言われるようになったわけですから、次回の検討委員会にこういうものも含めて取り組んでいかねばならないというようなことをお話ししていただければ、納得していただけるのではないのでしょうか。

委員長

よろしいでしょうか。また市の考えていることを推進委員の方によく説明をして、何をどうすればいいのか、また付け加えるものがあれば付け加えていただいて、調査をやっていただくということになるかと思いますが、お願いします。

それでは3ページの確かな学力の向上についての学習習慣の問題、読書の問題ですが、いかがでしょうか。

この学校図書館の役割について精査していく、精査していくというのは一体どういうことですか。要するに学校図書館は、かくあるべしということを検討していただきたいと。私は、ほんぼーとができ、各地区の図書館ができ、大変新潟市は読書環境については素晴しくなってきたと。そのことと学校がどうリンクするのか。例えば子どもに勧めたい100冊の本というのを打ち出して、読書活動を展開するということも考えられますし、いろいろ活動が考えられるわけですが、精査というのは調査していくということになるわけですので、言葉としてはちょっとおかしいと思って見ておりました。

教育総務課長

学校図書館支援センターを来年の4月設置に向けて議論をして

	<p>いるところでございます。その中で役割，業務内容についてこれから細かく詰めていくわけでございますけれども，そういう細かく詰めていくという意味合いで精査という言葉を使いました。</p>
高山委員	<p>子どもの読書活動推進計画の検討委員会の立ち上げというふうに事務局は説明されているわけですが，そうすると学校としてその辺との整合性はどうなるわけですか。</p>
教育総務課長	<p>子どもの読書活動推進計画の検討委員会のほうは，これから読書活動推進計画の策定に向けて委員会を立ち上げるということです。</p>
高山委員	<p>それはいつ頃の予定ですか。</p>
中央図書館企画管理課長	<p>教育ビジョンの中で21年度中に計画を策定するということに計画上決定されております。それで今のところ21年度に委員会を設置していくという予定でございます。</p>
高山委員	<p>今年度の後半は準備に入るとのことですね。 それから家庭学習のすすめというのを作りたいということで，これは今年度中に完成すると理解してよろしいんですか。</p>
学校支援課長	<p>現在作っているところございまして，今年度中に作成する予定です。</p>
佐藤委員	<p>推進委員会の意見・要望の中に，図書館の読書数を増やすだけではなく，インターネットの検索など調べる力も養うことも図書館の役割として大切ではないかと書いてあるんですけど，よく意味が分からないんですが，要はIT教育を図書館，学校図書館の役割としてやりなさいという意味なんですか。これはどういうことでご発言をされたのか。インターネットの検索は単なるやり方であって，わざわざ図書館が役割として持たなければいけないようなものではないですね。逆に言えばリファレンスするのは図書館司書がやることでありまして，インターネットがやることではないんですよ。だからこれがどういう意味合いで，IT教育も図書館の1つのカリキュラムの中でやりなさいということを示唆しているのか，ただ単に検索エンジンを</p>

使う方法を教えてやればいいんじゃないということなのか、その辺はどうなんですか。

**教育総務課長**

インターネットというのは1つの例としてとられたんだらうと思っています。今、総合的な学習等で子どもが課題を見つけて、それを自ら調べて、どんな資料があるのかと。その資料の選択も含めて調べ学習という動きでやられているわけですがけれども、その調べ学習をするに当たって、資料を検索する力もつける必要があるのではないかということです。

**高山委員**

現実には学校で子どもたちがやっていますから、総合学習の時間にインターネットを使って調べて。

**教職員課長**

私なりに解釈したことは、いわゆる学校図書館もありますし、公共の図書館もあるわけです。自分が何かを調べてみたいと、インターネットはつながるんですけども、どこの図書館にどういう本がある、書籍・文献があるみたいなものか、ネットできちんとつながれたほうがより自分が調べたいことを見つけられるんじゃないかという意図で話されたんですね。例えば学校の図書館からインターネットで、どこどこ地区の図書館とか、ここにはこういう本がありますというところまではまだ行っていないので、そういうネットワークを付ければ自分が調べたいものがネットだけではなくて、必要な文献・書籍にも当たることのできるのではないかというご意見だと思います。

**小池委員**

学校図書館には司書の方たちを配置していて、読み聞かせの会とかを開いてくださったりして、かなり新潟の、特に小学校だと思いますが、図書館というのは活発になってきていると思うんですけども、そこにまたインターネット検索まで入れる必要があるのかどうかという、調べるにしても子どもたちの必要とする資料の範囲というのが本当にそこまで、中央図書館までつながらなくてはいけないのかどうかというのは、その段階によって違ってくると思うんです。まずは楽に、その場において何でもインターネットを使えば見えるというよりは、やはり身近にある資料を使って自分で見ていくということを教育することのほうが先ではないかという気持ちも一方ではあるんです。その辺もやはりそこにある資料を見るだけであっても、学校の図書館は少ない少ないと言っても、小学生が調べる範囲ではある

程度家庭の書物とは違ってかなり十分なものがあるわけです。それを飛び越して全部インターネットで調べることがプラスなのかマイナスなのかという、パソコンの功罪というものもあると思うので、あまり何もかも盛り込まずに、学校図書館というのはやはりそこで人との触れ合い、司書との触れ合い、ボランティアとの触れ合い、異年齢との触れ合いというものを、本を読むということを通じてやっていくというところで、あまりIT化しないほうが私は逆にいいのではないかという気がしていますけれども、そういうことも一応検討のときに意見として入れておいていただきたいと思います。

**委員長**

大事な意見ありがとうございました。ただ市内の小学校では図書館にパソコンを設置していて、貸し出しや何かは一切機械を通してやっているというところもたくさんあります。だからそういったことが校内LAN等でつながっているものですから、いろいろさっきの検索等にも活用されていくという場面は結構あるのではないかと思うんですが、今はインターネットに強い子どもをつくるというのは非常に課題になっているわけですので、何がインターネットを使えばいいのかという辺りの検討、あるいは学習するということは大事なんだろうと思います。それでは次へ行きたいと思います。6ページ、豊かな心と健やかな体の育成のいじめ・不登校への対応、ここについていかがでしょうか。

**田中委員**

今回いじめの定義が変わったことで件数が大幅に増えたわけですが、新潟市ではどのような方法でいじめの件数というものを把握できたのかというところをおうかがいしたいのですが。

**学校支援課長**

文部科学省のほうからのいじめの定義に従って、各学校のほうに照会しています。

**田中委員**

例えばそれは子ども一人一人アンケートをとったとか、子どものほうから申告されたものですか。

**学校支援課長**

学校のほうでは定期的に子どもたちにアンケートをとっております。それらを基にしながら実体把握に努めています。

<b>委員長</b>	今のことに関連するんですが、その数値、いじめ発生人数の減少と書いてある下の数値ですね、平成 17 年 118、平成 18 年 312、この増え方というのは県も国も大体似たような増え方をしているんですか。
<b>学校支援課長</b>	国のほうは6倍ちょっとというような報道がありました。新潟県の場合には、大体新潟市と同じような状況です。
<b>委員長</b>	田中委員のほうから質問がありましたが、子どもの受け止めあるいは教師の受け止めというのが相当ばらついていますので、尺度が変わるとその尺度が一定になるために相当時間がかかるという面があるかと思うんですが、今後調査を続けていく中でこの数が確定していくんだらうと、こういうふうな基準による調査が確定していくんだらうと思うんですが、現段階では新潟市は全国と比べると割と増え方は少なかったということになるわけですね。
<b>高山委員</b>	喫緊の対策としてやはりネットいじめというのが今非常に深刻な問題になっていて、おそらく新潟市内でもそういうことが起きているのではないかと思うんです。それは数字に表れないかもしれませんが。ですから、対策委員会ではありませんけれども、ネットいじめに対する対策を何とか早く立ち上げて、スクールカウンセラーの人たちもお分かりになっていると思いますけれども、これは非常に水面下で行われているということがありますので、これをどうするかということをぜひ検討していただきたいと思います。
<b>学校支援課長</b>	このようなネットいじめといいますか、携帯電話等を使った誹謗中傷も含めたものにつきましては、大変私たちも真剣に考えております。5月に生徒指導関係の研修会ということで、警察の方から来ていただいて、ネット上で、学校裏サイトと言われるような形で様々な私的なサイトが作られているというようなことに関して現状をお知らせして、協力しながら対応を考えていきたいと思います。
<b>佐藤委員</b>	その関連ですが、児童生徒の携帯電話の保有率を調査したことはありますか。

**学校支援課長**

これは数年前に中学校の校長会のほうで調査しております。

**佐藤委員**

IT機器というのはドックイヤーと言われまして、普通の普及率と違って大体1年に7つくらい進むのです。だからかなり相当の数が子どもたちが持っている、逆に言えばそれは両親が買い与えているということなので、子どもだけでなく両親交えてきちんとした対策をとらないと厳しいと思うんです。やはりそれをかばんの中に突っ込めば、まさか今かばんの中を開けただけでも保護者から文句を言われる時代ですから、そういうこともできないでしょうし、やはり携帯電話というのは相当重要な問題になってくると思うんです。それとGPSは全く違う発想でいいと思うので、少しこれは真剣に対策を立てないと、もちろん犯罪に巻き込まれるという可能性もあるでしょうし、きちんとした指針というものを新潟市教育委員会としてやはり出す必要があるのかなという気がしていますので、ぜひその辺りをもう一度検討していただけますでしょうか。

**委員長**

携帯を使つての諸々の犯罪というんでしょうか、子どもたちがそういったところに巻き込まれていく、あるいは主人公になっていくというんでしょうか、そういう恐れもあるわけですので、ぜひ対応を考えていただきたいと思います。

**高山委員**

家庭学習のすすめですか、年度末にできるそうですけれども、その辺のところとか、テレビを見る時間だとか、朝ごはんを必ず食べましょうとか、家庭学習のすすめでもそんなところまで書いていただきたいと思いますけど。

**委員長**

サポートチームの石川指導主事ですか、あちこちの学校や育成協で講演活動をやっておられ、メインテーマは携帯を使った犯罪と、子どもたちがそこに巻き込まれているというふうなことについて、具体的に指導してくださると、そんな話を私は聞いております。大変好評だという話ですが、それが具体的に学校としてどういう形になっていくのか、子どもへどう返っていくのか、そのことがやはり大事なんだろうと思うし、ぜひ学校支援課のほう、学校と手を結んで対応について考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次へ行きます。8ページ、豊かな心と健やかな体の育成、両方にかかわるわけですが、食育についてです。いかがで

しょうか。

**高山委員**

ここに民間の一般市民の指導者 11 名が登録したということですが、将来的にはどのくらいの数を希望されておりますか。

**保健給食課長**

将来的に何名ということは今のところは考えておりません。

**高山委員**

先日、中教審ですか、学校給食の目的を改善すると。つまり食育ということを中心に位置づけると。学校給食は栄養の改善というような形ではなくて、食育として位置づけるという方針が出されたようであります。教育ビジョンの 1 つの大きな柱としてやはり食育というのは出ております。したがって、食育に対して教育委員会としては取り組みをもっと強化すべきだろうと思います。田園型都市ということもありますし。例えば長野県諏訪市がものづくり科というのを設けまして、教育特区を申請して認められたそうですが、小中学校年間各 25 時間ものづくり科というものを組み込んだということなんです。そういうことをするには特区にならなければいけないのかもしれないけれども、やはり何らかの形で食育と新潟市は非常に深いつながりがあり、取り組んでいるんだということであれば、学校給食は別としましても食育ということについて、ある種教科的な扱いをして取り組んでいくという方法もあるのではないかと、私の意見ですけれども、思っております。

それでここに中央卸売市場と保健給食課で協議しているけれども、今のところうまくいっていないということがあります。地産地消という意味だろうと思います。このネックは何ですか。

**保健給食課長**

食材につきましては、特に生鮮食品は各学校それから各給食センターが独自で発注をしております。そうしますと、発注先が地元の八百屋さんとか肉屋さんとか、そういった供給側がどういったものを出しているか、我々は栄養士を通して地場産のものを使ってくださいという指導はしておりますが、行政側としては業者へのお願いはしますけれども、業者側の考え方もいろいろありますので、それが少し受け止め方が違うというようなことです。

**田中委員**

こちらとはあまり関係ないんですけども、肥満傾向の児童が増えているわけなんです。逆に今若い女性の間では食べない

	<p>ことで体の調子がおかしいとか、いろんな障害が起きているわけですけども、中学生特に女子でそういったような状況というのは報告されていないでしょうか。</p>
<b>保健給食課長</b>	<p>子どもたちの生活習慣病というものも非常に危惧されていることから、新潟市では小学校4年生、それから中学校1年生を対象に生活習慣病の健康診断を希望者によってやっております。その中の検査項目としては、肥満だけでなく痩せているお子さんも対象としております</p>
<b>委員長</b>	<p>食育について終わりたいと思いますが、食育が大事だ大事だと言っても、学校では具体的に何をしたらいいのかがまだよく分からない、手探りのような状態、そして周りとの絡みが濃いわけですので、なかなかうまくいかないでいることが多いのではないかと思うんですが、市では指導者を派遣していくと、そういうことが地道に続いて食育の推進ということにつながっていくのではないかと思います、よろしくお願いします。</p> <p>それでは13ページ、特別支援教育のサポート体制の推進、いかがでしょうか。何かご質問ございませんか。</p> <p>先ほどの説明でよく分からなかったんですが、特別支援教育ボランティアというのが希望者はいっぱいいるけれど、実際は学校へ出ていけないというお話なんですが、もう一度そのことの実態についてお話ししていただけますか。</p>
<b>学校支援課長</b>	<p>要望に偏りがあると言いますか、この学校でボランティアを希望してもボランティアの方がその学校から遠いところにおられて、ボランティアということで交通費もでないということであまりいいような状況です。</p>
<b>委員長</b>	<p>特別支援教育を必要とする子どもがいる学校にボランティアがいないと、よそから行かなければ間に合わないということですか。だから交通費などを措置しないとうまくいかないんだと。</p>
<b>学校支援課長</b>	<p>そういうことでございます。</p>
<b>委員長</b>	<p>ボランティアがかたまっているんでしょうか。</p>
<b>小池委員</b>	<p>ボランティア活動でボランティアを募集するときというのは、</p>

需要と供給が必ずしも一致しないということはよく起こることですから、多分そういうことではないかなと思っているんですけど、ここで気になったのは、「特別支援教育ボランティアシステムは無償から有償にしたいという方向だが」と書いてあるんですけど、そうなんですか。この資料から読むと、「交通費等の支給」と書いてあるんですけど、交通費の支給でなくその他にも何か日当を払う、有償にするという方向でお考えなんですか。

**学校支援課長**

給食の時間をまたぎますので昼食費もということです。

**小池委員**

それは交通費及び給食の時間もボランティアをしていただくときに給食費を負担するということであって、報酬を払うということではないということですね。

私はやはりボランティアシステムとしては、その部分は無償にしておいたほうがいいのではないかと考えておまして、それはボランティアする側にもやはり子どもたちを助けるということが喜びにつながる人にこそやっていただかないといけないので、やはりそういうシステムにしておいたほうがいいと考えております。ただ遠くに行っていたかという場合には、やはり交通費の負担というのがありますので、もちろんボランティア自身のグループができて、そこで交通費を寄付集めなりするというような自立できるグループとして育ってくれればいいんですけども、そうでない場合はやはり遠くに行く人の負担が多くなってしまおうとどうしても、近くなら行くということになってしまおうので、そういう需要と供給が合わないところにも何とか気持ちのある人を活用するという意味では、交通費ですとか給食費の支払いというのは必要になるかなとは考えております。

**委員長**

希望者の人数が多ければ、もちろんその地域の問題があるんですが、人数が多ければそう長時間でなくとも手分けをしてということが出来るのかもしれませんが、これは相当長時間にわたりますよね。ふれあいスクールとかセーフティスタッフとか、そういうふうな活動とちょっと違いますよね。そういう面では大変難儀な仕事なんだろうと思うんですが、しかしボランティアを募集するいうときに、他とバランスを考えないとおかしいものになっていく。先ほどの小池委員のお話のように変わっ

	ていくのかなと思いますので、また十分そこら辺配慮をして進めていただきたいと思います。
高山委員	実態としてボランティアをと言いますか、介助員みたいな人を要求している人数というのはどのくらいあるのですか。
学校支援課長	手元に資料がないので今すぐにお答えできません。
高山委員	今実際に働いてくださっているのが16人ということで、当初市としては今年度50人を目標にしていたと聞いているんですが、到底数が及んでいないわけです。それはやはり原因は何かということをよく確かめていただかないと、なかなか交通費だけで済む問題でないのかもしれないです。ですから普通の学習支援と違って、特別教育支援というのはボランティアであるのがどうかという疑問も持つのですが、1つは地域教育コーディネーターを考えてしまう人もいるのかもしれないです。ある意味で制度化するのが一番いいのかもしれませんが、なかなかそうはいかない、ボランティアに頼らざるを得ないという財政事情があるのだと思いますが、もう一度それだけのギャップがあるとすれば、何故こうなのかということをよく分析していただきたい。そして次なる手を打っていただきたいと思います。
委員長	特別支援教育における介助員というのは、要するに重い人というのは介助員を市のほうで措置しているわけですので、そこで十分対応ができると。問題はさっきお話がありました6パーセント、各学級6パーセントは特別支援教育が必要だと言われる、そういう子どものちょっと重そうな人、その教室にボランティアの人が入って少し教師の手助けをすると、これはもう全然違った形だろうと思うんです。そういうことを望んでおられるんだろうと思うんですが。
高山委員	学校側としても、ボランティアだとあまり「こうしてください」「ああしてください」と言いにくいという雰囲気もあるらしいです。
小池委員	ボランティアにもいろいろありますから、最初スタートしたときはそうであっても、やはりボランティアと学校側の話し合いを通じて、うまく両方が機能するような体制を作ること

が必要なのであって、ボランティアだから最初から頼めないと  
いう発想では、ボランティアが育たないと思います。

**学校支援課長**

資料請求者が 90 名と大変多いわけでございますので、感心を持  
っておられる方はたくさんおられると思います。ただ条件につ  
いてお話しをしたときにやめられる方が多いと思われま

**佐藤委員**

これは 90 人のされなかった方の理由を聞くと、交通費と昼食代  
が出ないからと、だからやめたという方がいるということでは  
か。結果的にこれが要因ですよね。昼食代といっても学校給食  
の 250 円くらいです。だから言い方だと思ふんです。今日日 1  
人で 1 食 250 円で食べられないです。どこかで昼食は食べるん  
です。だから言い方だと思ふんですが、給食代としても 1 回 250  
円で、一般の常識から考えてもえらく安いです。だから多分言  
い方もあるのではないのでしょうか。その辺もぜひ研究してくだ  
さい。

**小池委員**

どんな場合も資料請求者が全員やるなんてことはあり得ないん  
ですから、軽い気持ちで資料は請求される方はたくさんありま  
すから、それはそれで 90 名資料請求があつて、26 名登録した  
ということは、かなりいいと思います。

**委員長**

また特別支援教育のボランティアについては検討していただき  
たいと思います。  
それでは 23 ページ、ここは言葉の問題ですので 24 ページへま  
いります。地域と共に歩む学校づくりの推進、パートナーシッ  
プ事業についてですが、何かご意見ございませんでしょうか。  
これはどういう意味でしょうか。パートナーシップ事業では学  
校の負担減を含めてその意義をさらに学校現場に伝えてほし  
い。負担減と言うんですから、要するに学校は負担にならない  
んですよ、楽になるじゃないかという意義が学校には伝わって  
いないんだと、だからもっときちんと伝えなさいということな  
んでしょうか。

**地域と学校ふれあ  
い推進課長**

昨年度パートナーシップ事業を各校長会に説明に行ったとき  
に、校長先生方が反対されたところが多かったのですが、始ま  
ってみたら、校長先生方は非常にいい事業であるということだ  
した。負担に思われて、間違つた理解をされている方がいるか

もしれないので、もっともっと情報を流していった方がいいのではということでご意見をいただきました。

**委員長**

分かりました。他にいかがでしょうか。

評議員制度についてはどこかの課でまとめているわけですか。学校評議員、全部の学校で100パーセントになっておりますが、確かにここで指摘されているように「一体評議員は何しているんだ」という声をよく聞きます。その辺評議員会で何を評議しているのか、検討しているのか、そういうことの調査結果などはございますか。

**学校支援課長**

それについては具体的なところまでは把握しておりません。

**委員長**

話が聞こえてくる中では、「評議員はいてもいなくても同じだ」と、それだけ厳しさが無いと言うんでしょうか、そういうところがあるのではないかと思うんですが、そんな話も聞こえてきますので、ここで学校評議員制度の実はあるのかと指摘しておりますが、調査を試みる必要があるのではないかと思います。

**小池委員**

紙での調査というよりは、むしろもっと学校の校長先生方がどのように評議員制度を評価しているかをヒアリングする機会が事務局にはあるのではないかと思います。私の周りにも何人か評議員をされている方もいて、ちらちらと聞こえてくるんですが、「形式的な会議が行われているだけで」というような印象というのが強いのではないかと。そうしますと、評議員制度を持った目的は達せられていないということになります。ですからやはり評議員会の持ち方、学校の働きかけ方ではないかと思えますので、評議員制度が生きるような、それを通じて地域の人を学校の活動に巻き込むという目標があつてこういうものを作ったわけです。それはちょっと忘れられていて、ただ作らなければいけないから作って会議を持ちました、会議を持つことだけが目的化してしまっているのではないかと、その辺を考え直して学校に働きかける必要があるのではないかと考えております。それがこの「実があるのか」というご指摘につながったのではないかと。

**高山委員**

ある学校では、例えば校長先生から最近不審者が出るという話

を聞くと、その評議会で「よし、それじゃあわれわれが何とかしましょう」ということで、パトロールを始めたところもあるんです。そういういいモデルケースもありますので、「評議会はこんな活動もやっています」ということを各学校に聞かせてあげるといいと思います。

**委員長**

地域では非常にたくさんの、例えば今のセーフティースタッフも同じですが、地域でいろいろな防災関係の組織があって巡回していると。あるときは黄色いジャンパー、あるときは赤いジャンパー、あるときは竹色のジャンパーと、三役を兼ねている人もいれば、一役でやっている人もいます。本当にたくさんあるんですが、評議員というのは、もっと評議員を設置した意味がきちんと伝わっているのかどうかという先ほどの指摘ですが、そこからやはり考えていく必要があるんだろうと。100パーセント評議員が設置されたからと言って、本当に意味があるのかという辺りは、委員会としてやはり検討していく必要があるのではないかと思います。ぜひお願いいたします。それでは続いて33ページ、教職員評価の問題ですが、ここについていかがでしょうか。

**小池委員**

質問ですが、こういうご意見に対して別なご意見というのは特になかったのでしょうか。

**教職員課長**

委員さんの中ではございませんでしたけれども、私のほうで評価の検討委員会の中で出された委員さんの意見としては、いわゆる教職員というのはお金では動くものではないという意見があったので紹介はさせていただいています。

**小池委員**

私の考えとしても、やはり賞金というのは違和感を感じますし、今まで先生方というのはどの先生も同じという形で、優劣をつけないというのが原則のようになっていましたけれども、ある意味で今度は優秀教員という制度を作ったら、やはり学校内でもその先生は優秀教員になりましたということで、生徒にも見えるようにして、生徒からお祝いをするというふうな形で、学校の中でどんどんその先生を盛り立てるといような形にしていて、生徒からお祝いを言われるということはやはり教える先生にとっての喜びではないかと、そういうことが意欲につながるのではないかなと。校長にお祝いを言われるということも

もちろん嬉しいんでしょうけれども、やはり学校内で何人も優秀教員がいましたというようなことで、生徒の前で発表していただくというような形でやったらどうかという思いがあります。

**高山委員**

優秀教員も結構なのでありますが、この間新聞にも出ていましたけれども、管理職の降任問題です。降任制度、つまり校長から一般の職員へ、本人が希望して格下げを望むというような制度があるんです。それをやっているのは41都道府県で政令市がいくつか載ってしまっていて、新潟県、新潟市はそれをやっていないわけです。こういう実態、例えば去年84人降任した人が全国にいるという状況があるんだそうです。新潟市としてこの降任制度についてどのようにお考えなのか、今後検討すると新聞には出ていましたけど、その辺を聞かせていただきたいと思いません。

**教職員課長**

まず新潟県については、希望降任制度というものはできていなかったんですけれども、実際に本人希望によって降任したケースは、例外的ではありますがございませぬ。新潟市としては今年度人事権がきたわけですので、やはりそういうものが運用しているという実態があるのであれば、制度として作る必要があるのではないかと考えていますので、今年度中に制度を立ち上げる方向で検討を進めているところでございませぬ。

**高山委員**

1つは先生の評価というか、先生になったら校長が全て目標だという人ばかりではどうもなさそうだと、一生涯現役でいきたいという先生もいらっしゃる。そういう人が何となく校長にさせられているという状況もなきにしもあらずということなんです。そうするともっと違った専門職として処遇をするという道があってもいいような気がするんです。今後の課題として、そういう専門職を校長並に処遇するという制度があってもいいような気がするんです。

**佐藤委員**

関連で、採用の懸案があったときに申し上げようかと思ったんですけど、やはりそういったことをロングレンジで考えていく必要があると思うんです。マネージメントに長けている人と、専門性に長けている人というのは必ずいらっしゃることで、全員が校長になれるわけでもありませんし、やはりマネージメン

ト力がある人材を早いうちから採用しながら指導していくと。それと専門性の高い教職員も採用していく，そういうバランスを組んでいかないと，やはり校長は絶大なるリーダーシップを持たなければいけないと思いますし，3年で交代するのがいいのか悪いのか，本来なら4年から5年いたほうがいいのかなどという気がするんですが，そういったことも併せて，今後採用のところからきちんと計画を立ててやっていく必要があると思っています。

**高山委員**

教職員評価の評価について，現在，そのための委員会で検討中でありまして，そういったことも議論していただきたいと思っています。

**委員長**

課題の1つとしてお願いしたいと思います。

**小池委員**

全体で質問なんですけれども，教育ビジョン推進委員会のほうからは，全体の新潟市の教育ビジョンの目標に向けての今の進捗状況については，全体としてどんなご意見だったのか，現在のままで順調にいらっているとか，ここはもっと強力にしなければいけないのではないかとというようなご意見があったのでしょうか。

**教育総務課長**

結論から言いますと，そういったお話はありませんでした。と言いますのは，まだ成果が出ていない事業がほとんどの状況で評価しましたので。

**小池委員**

でもやはり推進委員会に最もご意見をおうかがいしたいというのは，そういうところではないかと思うんです。細かいところがどうのこうのということの他に，やはりこういう部分については遅れているのではないかとか，こういう部分については指標が出ていないけど早く何とかしなければというご意見をお聞きする必要があるのではないかと，今後委員会の持ち方ですけども，そういうふうに感じましたので。

**佐藤委員**

それと計画を推進していく上で，必ず途中でメンテナンスが必要なんです。現状にそぐわないところが多く乖離していく場合があるので，例えばN R Tの結果とか，全国学力調査の結果辺りも，検討委員の皆さんにお示しをして，この中でメンテナン

スの必要があるのではないかということが出てくるかもしれませんが、そういったものも全体的な計画の推進の中で、どこかメンテナンスの必要があるということの資料提供も必要かと思しますので、その辺りをぜひお願いいたします。

**委員長**

大変大きな立場から見た場合というような問題もございますが、今、推進委員会が検討したことを報告いただいたことについて、委員として感じていることを話しをしたわけですが、これはどういうふうに伝わっていくわけですか。推進委員に、ここでこういうふうに検討して、こういうふうにしてほしいという話もあったわけですが、それは推進委員に伝わっていくわけですか。

**教育総務課長**

また2月に第3回の委員会を予定しておりますので、その時点で教育委員さんからの意見があったという説明をしていきたいと思えます。

**委員長**

よろしくお願いいたします。  
それでは以上で教育ビジョンの推進委員会の報告を終わりたいと思えます。  
続いて万代長嶺小学校の全日本学校歯科保健優良表彰受賞について、お願いいたします。

**保健給食課長**

保健給食課でございます。先月の日本学校歯科医会が主催いたしました、福岡市で全日本学校歯科研究大会におきまして、新潟市の万代長嶺小学校が今年度の優良校の表彰を受けたところでございます。表彰を受けた学校は全体で87校ございまして、そのうち10校が文部科学大臣賞最優秀賞、他10校が日本歯科医師会会長賞特別賞でございまして、残りの万代長嶺小学校を含みます67校が優良校の表彰を受賞したところでございます。新潟県におきまして今回の受賞は、日本歯科医師会会長賞の妙高小学校と優良校の万代長嶺小学校の2校でございました。昨年は上越市の宮嶋小学校と、同じく上越市の豊原小学校が優良校を受賞しております。新潟市といたしましては、平成16年の東青山小学校以来の受賞ということになります。万代長嶺小学校の表彰の推薦理由といたしましては、平成18年度に2年連続処置歯率100%、1人平均虫歯本数0.08本、新潟県よい歯の学校運動で全県第2位の得点ということでした。

以上で報告を終わります。

**委員長**

ご質問ございますか。よろしいでしょうか。  
それでは続いて、成人の日のつどいについてお願いします。

**生涯学習課長**

生涯学習課でございます。資料 27 ページです。平成 20 年 1 月 14 日、朱鷺メッセのウェーブマーケット、昨年と同様に同じ会場になりますけれども、成人の日のつどいを開催いたします。子どもに別れを告げ、大人になる青年たちにいい機会として設けてあるものでございますが、色々な皆様方からご出席いただいているので、今年もなるべく工夫をしながら青年たちをきちんと並べていきたいというふうに思っておりますけれども、なにせ今年が対象者 8714 人、昨年の率でいきますと約 60 パーセントの出席率だったらしいので、今年も恐らく 5000 人くらいが参加することと見込んでおります。

実は昨年が 9049 人でございましたので、青年たちの数も徐々に減っている傾向がございます。対象は昭和 62 年の 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日という方が対象になっております。新成人を祝う企画としまして、新成人おめでとうセール、万代シティ、古町等の商店にお願いをしております。去年 111 店舗、利用人数として 505 人の新成人が利用しました。

戻りまして日程のほうですけれども、10 時開場の 10 時 20 分ブレイベント、そして 11 時オープニング、式典が 11 時からとさせていただきますと思いますので、委員の皆様方にご案内を差し上げますので、ぜひご出席のほどをよろしくお願いします。12 時を閉式としたいと思っています。

ここで予定として、新潟市出身のアーティスト、歌手和田昌哉さんと書かれてありますが、その方は新潟市出身、大阪府で育ちまして、プロの歌手として非常に頑張っていらっしゃって、ぜひお願いをしたいと思っていたんですが、ここまでずっと大丈夫だという話をうかがっていたんですが、どうもだめそうなので、変更となります。大変申し訳ありません。この段階でまだ決まっていないということになります。以上でございます。

**委員長**

1 月 14 日、成人の日のつどいです。よろしくお願いします。

**佐藤委員**

確かこれは専門学校、大学に実行委員のボランティアを募集されておられますよね。何名くらい。

生涯学習課長	専門学校生が6人，大学生が1名です。
佐藤委員	7名でこの企画を構築しているというわけではないと思うんですが。
生涯学習課長	今，実行委員の自主制作事業で，新成人になる人のインタビューを，1人10秒から20秒くらい撮っている最中です。大体80人くらい，1区10人で集めたいということで，7人の実行委員が市内を駆け回っています。
佐藤委員	ちょっとマンパワー的に気の毒ですね。もうちょっとポスターと同時に先生方に協力要請をしてはどうですか。多分すごく勉強になると思うんですね，この実行委員になった学生の皆さんというのは。やはり計画を立案してそれを完成させるというのは，非常に得がたい経験だと思うので，その辺りをぜひアピールをしていただいて，先生方にもなるべく勧めるような形でぜひ，最低でも30人くらいの実行委員会組織があれば，かなりの面白いアイデアも出てくるでしょうから，ぜひそういうことで来年度はお願いしたいと思います。
生涯学習課長	専門学校，大学全てにお願いに回ってポスターも貼らせていただいたんですけども，やはりだめですね。
高山委員	新成人，20歳の主張3人は確保できましたか。男女はどうか。
生涯学習課長	はい。男性と女性1人ずつです。
高山委員	それでウェーブマーケットはものすごく広いんですね。一番後ろに座ったら，舞台に誰が座っているのか全然見えません。去年どうされましたか。真ん中にスクリーンを置いてもらえましたか。
生涯学習課長	はい，大型スクリーンを吊るしました。ちょうどこの写真がそうなんですけど，去年はそこに1ヶ所だけだったのですが非常に後ろが見えなかったなので，今度は中間地点にスクリーンをもう1つ設置します。

**高山委員** それはいいと思います。真ん中辺り，両サイドでも結構ですから，置くとかかなり違うと思います。真ん中辺りに舞台の風景が映ればだいぶ違うと思うんです。

**委員長** よろしく申し上げます。  
それでは続いて，ファミリーコンサートについて申し上げます。

**生涯学習課長** ファミリーコンサートでございます，オレンジ色のチラシが入っていると思いますけれども，これにつきましては子どもと保護者が一緒に参加することで，親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としまして，親子で一緒に楽しんでもらうコンサートとして位置づけまして，平成7年から小規模のものをスタートさせまして，だんだん大きくしてきました。申込みにつきましては，往復はがきで のところに大人，子ども計6名までというふうに書いてございます。何故これを説明したかと言いますと，昨年実は4名までという制限をしましたところ，4名では1家族入れない，6名だったらいいのではないかというお話がございました。それで6名にいたしまして，しかも応募数が多くございましたので，広い会場で3000人になるんですけども，果してそれが埋まるかどうか分かりませんが，昨年の実績では3000人の応募がありました。2月2日の土曜日の午前・午後の部，どちらも体験型で楽器に触ったり，一緒に踊ったりというような内容になっております。

**委員長** ご質問よろしいでしょうか。  
以上で報告を終わります。

## 第5 次回日程

**委員長** 次回の日程について説明を求める。

**教育総務課長** 12月定例会は，12月20日（木）午後2時から，1月定例会は1月18日（金）午後3時からでお願いしたい。

**全委員** 全員異議なく了承する。

## 第6 閉会宣言

**委員長** 午後4時，閉会を宣言する。

(非公開部分) (議案第23号 職員の人事について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員